

配分金（会員業務委託料）規程

（主旨）

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）会員の就業に伴う配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。）に関する事項を定めるものとする。

（支払の方法）

第2条 この法人は、就業に対する配分金又は会員業務委託料を口座振込払いで支払わなければならない。ただし、この法人と会員との間に約束のある場合は、配分金又は会員業務委託料の一部を控除して支払うことができる。

（支払の期日）

第3条 この法人は、会員の就業に伴う配分金又は会員業務委託料は、原則として毎月月末に締切り、翌月の25日（金融機関が休日の場合にあたる時は、その前日営業日）に支払うものとする。

（社会的相当配分の原則）

第4条 会員の就業に対する配分金基準は、社会的に相当なものとする。

（配分金又は会員業務委託料基準の決定手続き）

第5条 この法人は、会員の配分金又は会員業務委託料基準について、別に定める手続きに従って職種ごとに能率、時間等を考慮して決めるものとする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

附則

この規程は、令和8年2月25日から施行する